

Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス利用規約【現改比較表】 2025年6月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

<p>目次</p> <p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>第6条 契約の単位</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約申込の方法</p> <p>第9条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約申込の承諾</p> <p>第10条 動画配信ライセンス数の変更</p> <p>第11条 その他契約内容の変更</p> <p>第12条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約に基づく権利の譲渡</p> <p>第13条 ～ 附則 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 削除</p> <p>第9条 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 削除</p> <p>第12条 削除</p> <p>第13条 ～ 附則 (略)</p>
<p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>(契約の単位)</p> <p>第6条 当社は、1のArcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者識別符号ごとに1のArcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約を締結します。</p> <p>2 前項の場合、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、1のArcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約につき1人に限ります。</p> <p>第7条</p> <p>第1項 ～ 第3項 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>第6条 削除</p> <p>第7条</p> <p>第1項 ～ 第3項 (略)</p>

<p><u>4 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、その契約の満了と同時に契約を解除又はライセンス数の区分の減少をするときは、定期契約期間の契約満了日の 75 日前に当社に申し出ていただきます。</u></p> <p><u>5 当社は、定期契約期間の契約満了日の 75 日前までに、当社へ申し出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。</u></p> <p><u>(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の方法)</u></p>	<p><u>4 削除</u></p> <p><u>5 削除</u></p>
<p><u>第 8 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社所定の方法により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みを行っていただきます。</u></p> <p><u>(1)動画配信ライセンス数の区分</u></p> <p><u>(2)その他申込みの内容を特定するために必要な事項</u></p>	<p><u>第 8 条 削除</u></p>
<p><u>(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の承諾)</u></p> <p><u>第 9 条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。</u></p> <p><u>(1)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</u></p> <p><u>(2)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</u></p>	<p><u>第 9 条 削除</u></p>

(3)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、第 17 条 (利用停止) 第 1 項各号のいずれかに該当し、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用を停止されている、又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(4)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5)その他当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(動画配信ライセンス数の変更)

第 10 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、動画配信ライセンス数の区分の変更の請求をすることができます。

2 動画配信ライセンス数の区分の変更の取扱いは、料金表第 1 表 (料金)に定めるところによります。

3 第 1 項の請求があったときは、当社は、第 9 条 (Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第 11 条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から請求があったときは、第 8 条 (Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の方法) 第 2 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 9 条 (Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第10条 削除

第11条 削除

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に基づく権利の譲渡)

第 12 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権 (Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に基づいて Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、第 17 条(利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用を停止されている、又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除を受けたことがあるとき。

(4)Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容

第 12 条 削除

<p><u>を含む申込みを行ったとき。</u></p> <p><u>(5)その他当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</u></p> <p><u>4 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。</u></p>	
<p>第 13 条 ～ 附則 (略)</p>	<p>第 13 条 ～ 附則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和7年4月16日 C A S 3 第000400002308-01号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>